

## 目 次

告 示	ページ
3 新潟県市町村総合事務組合規約変更許可	1
4 新潟県市町村総合事務組合管理者選挙の当選人	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合副管理者の退任について	2
新潟県市町村総合事務組合管理者の就任について	2
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 3 号

平成 29 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から新井頸南広域行政組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、平成 29 年 2 月 10 日付け総行市第 124 号をもって総務大臣から許可があった。

平成 29 年 2 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

#### 規約の変更内容

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の減少

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中及び別表第 2 中「、新井頸南広域行政組合」を削る。

#### 附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 4 号

平成 29 年 2 月 17 日実施の新潟県市町村総合事務組合管理者選挙において次のとおり当選人が決定したので、告示する。

平成 29 年 2 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

管理者選挙当選人 渡 邊 廣 吉（聖籠町長）

公 告

新潟県市町村総合事務組合副管理者の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合副管理者の退任があったので、次のとおり公告する。

平成 29 年 2 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

副管理者

退 任 渡 邊 廣 吉（聖籠町長） 平成 29 年 2 月 23 日

新潟県市町村総合事務組合管理者の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合管理者の就任があったので、次のとおり公告する。

平成 29 年 2 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

管理者

就 任 渡 邊 廣 吉（聖籠町長） 平成 29 年 2 月 24 日

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 2 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係） 8 佐 渡 市		別表第 1（第 2 条関係） 8 佐 渡 市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
教育委員会 事 務 局	教育長、課長、主幹、管 理主事	教育委員会 事 務 局	教育長、課長、主幹、管 理主事
	<u>学校教育課の人事担当の 課長補佐及び庶務係長</u>		
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。